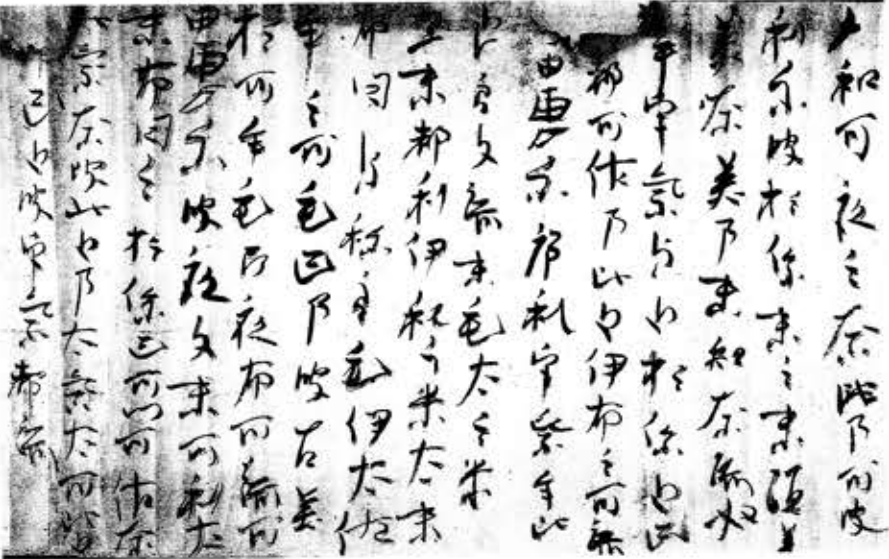


萬葉仮名文書乙試読

- はじめに
1. 研究史
 2. 造石山院所
 3. 文書の作成経緯
 4. おわりに

▼第134図 万葉仮名文書(乙 続修別集 第48巻 表 未収)
全文を万葉仮名で書いた書状。表記・文体など、当時の日本語の位相を考へる上で欠かせない資料の一つ。



- A 和可夜之奈此乃可波
- B 利尔波於保末之末須圭
- C 美奈美乃未知奈流奴
- D 乎字氣与止於保止己
- E 可都可佐乃比止伊布一之可流
- F 由惠尔序礼字氣牟比
- G 止良久流末毛太之米
- H 豆末都利伊礼之米太末
- I 布日(或閉、之脱丸)与称良毛伊太佐
- J 牟一之可毛己乃波古美
- K 於可牟毛阿夜布可流可
- L 由惠尔波夜久末可利太
- M 末布日(或閉)之於保止思己可川可佐奈
- N 比氣奈波比止乃太氣太可比止
- O 序己止波字氣都流

わかやしなひのかは
りにはおほまします事
みなみのまちなる奴(或ぬ)
をうけよとおほとこ
かつかさのひとといふしかる
かゆえにそれうけむひ
とらくるまもたしめ
てまつりいれしめたま
ふ日(或へ、し思)よねらもいたさ
む(或は)しかもこのはこみ
おかむもあやふかるか
ゆえにはやくまかりた
まふひ(或へ)しおほここかつかさな
ひけなはひとのたけたかひと
そことはうけつる

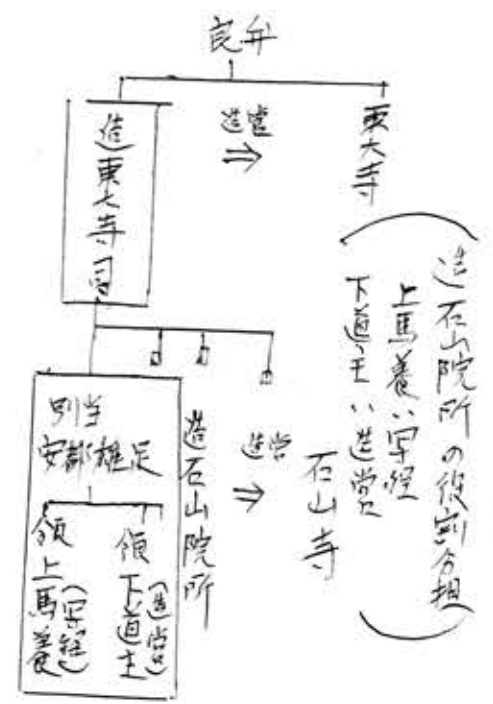
試読の例

- ① A「我が
B 我が
 - ② A 生計
B 養育
C 穀
 - ③ A 大坐
B 「大坐
 - ④ A 南の町
B 南の区
C 南の坊
 - ⑤ A 奴
B 野
- の代わりに、
の代わりには、
が司の人言ふ。然るが故に、それ
受けよ」と、
A 大床
B 大徳
C 大伴
A 差上
B 奉入乳
C 進納れ
A たまふ。日米
B たまふべし。米
C たまふ日、米
A 受けむ。人ら
B 受けむ人ら
C 請けむ。人ら
車持た

- ⑧ A 差上
B 奉入乳
C 進納れ
 - ⑨ A たまふ。日米
B たまふべし。米
C たまふ日、米
 - ⑩ A この運び置かむも
B この箱見置むも
C このはこみおかむも
 - ⑪ A 日
B べ
 - ⑫ A オホコガ司
B オホトコガ司
 - ⑬ A 靡け。繩人の
B なひけなはひとの
C 靡けなば、人の
 - ⑭ A 笛、高人
B たけたかひと
C 丈高人
D 長上人
 - ⑮ A が
B ぞ
C □□
 - ⑯ A 琴は
B 辞
C 事は
 - ⑰ A
B ……
- 受けつる。
A
B ……

大矢透

我が生計の料として唯今御住居の南の町に居候奴隷を拙者所有として請取る可き様、大トコ(不明)が司(家司ノ類カ)の人申候。然故に、右受取る可き者共に、車持参の上差上候。日給等も拙者方より差出す可候。乍然此の箱そのままに差置候も危険に存ぜられ候故早速引取可申候。大トコが家司を味方につけて候て繩人と申す奴が所持の笛、高人という奴が琴だけは受取申候。



・徳光久也。
當方(奴婢を送り出す側の寺院)の経済的な負担の代償として、あなた(有力者を指す)がおいでなされる南坊にいる奴婢を、施入するから受け入れてもらいたい、貴方の寺司が申します。それ故その奴婢を受け入れましょう。奴婢施入のため、貴方が係の人々に車をいせせて施入されなされる日に、當方も奴婢らの食料の飯稻なども倉庫より出しましょう。それにしても、この施入奴婢の運搬も、果たして予定通りなされるかどうか危がまされるので、あなたが(でむかれた先から)早く御退出なされる日に、(すなわち寺に帰られる日に)寺司を御説得くだされば(他ならぬあなたのおっしゃることですから)、人の中でも威張り屋の寺司たちは、あなたの御指図には順うことでありましょう(宜しくご配慮を願います)。
・奥村悦三

・私案
我(乙文書発信者)が所有する穀の代として、「われわれのヌシ主(良弁)がお住まいの南のマチ(東大寺上院)の奴を受けよ」とオオトコノツカサの人(石山寺の僧。大床司でも大徳司でも可)がヌシの意向を受けて言ってきた。そうであるからその件は受けることにした。貴方(受信者造石山院所)側から何人かと(米を運ぶ)車を出し、我が宅に奴が進り入れられた日に、件の米などを渡してあげよう。さて(米の入った)櫃を置いておくのは大変物騒であるから早く引き取ってもらいたい。(この私の意向に)オオトコノツカサの人は順うと言っている。受信者のところの人の長上者(安都雄足か船木宿奈万呂)がこの一件を取り仕切ったのである

1	統々修38ノ8①	8月12日~8月18日	15ノ471~474 11	㊦(3)	天平宝字3年3月	大仏殿繪師作物功錢帳(尾欠)(3)	4ノ356 19~358
2	②	8月18日~8月23日	15ノ474 11~476 11			大仏殿繪師作物功錢帳(尾欠)(2)	4ノ354 112~356 18
3	③	8月24日~9月1日	15ノ476 12~478 13			大仏殿繪師作物功錢帳(尾欠)(1)	4ノ353 3~354 111
4	④ ①(2)	9月1日~9月8日	15ノ478 14~479	㊦(3)	天平勝宝9歳4月7日	画師等歴名(案)(2)*	13ノ219
5	統 修25③裏③裏	9月9日~9月13日	15ノ480~481	㊦(1)	天平勝宝2年5月26日	出拳錢解	3ノ405
6	①裏①裏	9月14日~9月17日	15ノ481~482	㊦(1)	天平勝宝2年5月6日	出拳錢解	3ノ391
7	統修後集20①裏①裏	9月17日~9月19日	5ノ33	㊦(1)	天平勝宝2年6月5日	月借錢解	3ノ406
8	統 集25②裏②裏	9月(22日カ)~9月26日	15ノ482~483	㊦(1)	天平勝宝2年5月15日	出拳錢解	3ノ395
9	統々修38ノ8⑤ ②	9月26日~10月5日	15ノ483~486	㊦(1)	天平勝宝4年6月7日	高橋連乙麻呂・三千代連黑麻呂解	12ノ311~312
10	正 集44②裏②裏	10月6日~10月11日	5ノ23~24	㊦(1)	(天平20年)	他田日奉部神護解	3ノ150
11	統々修38ノ8⑥ ③(1)	10月11日~10月18日	15ノ486~488 15	㊦(1)	(天平勝宝8歳カ)6月9日	僧慧常請彩色状	25ノ198~199
12	⑦	10月19日~10月23日	15ノ488 16~489 14	㊦(1)	(天平19年カ)	伊勢内宮筋金物用度注文(尾欠)(4)**	25ノ371 12~111
13	⑧	10月23日~10月25日	15ノ489 15~111			伊勢内宮筋金物用度注文(尾欠)(3)	25ノ370 17~371 11
14	⑨	10月25日~10月29日	15ノ489 112~490 110			伊勢内宮筋金物用度注文(尾欠)(2)	25ノ369 17~370 16
15	⑩	10月29日~11月4日	15ノ490 111~492 11			伊勢内宮筋金物用度注文(尾欠)(1)	25ノ368~369 16
16	⑪	11月4日~11月10日	15ノ492 11~493 18	㊦	天平宝字6年4月17日~20日	(A)造石山寺所下錢帳(2)	15ノ459 18~460
17	⑫	11月10日~11月17日	15ノ493 18~495		4月9日~17日	(A)造石山寺所下錢帳(1)	15ノ457~459 18
18	統修別集48⑩裏⑩裏	11月17日~11月24日	5ノ30~32	㊦		仮名文	未収
19	統 修22⑩裏⑩裏	11月24日~11月28日	15ノ496~497	㊦	天平宝字6年7月23日	安都雄足解	5ノ255~256
20	統々修38ノ8⑬ ④(1)	11月28日~12月6日	15ノ497~499 17	㊦	(天平宝字6年)4月4日・5日	経師等充紙帳(首欠カ)	25ノ260~261
21	⑭	12月6日~12月(13日カ)	15ノ499 17~500	㊦		(書込1行あり)	未収カ

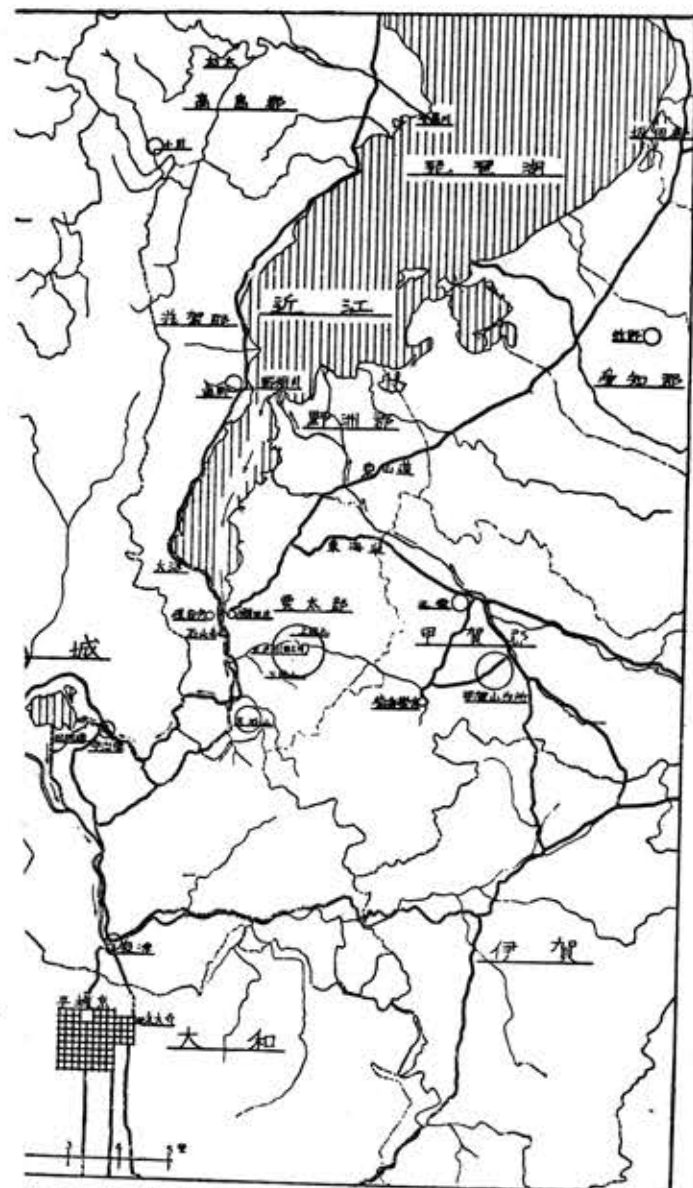
上筆

18まで上、19から上と下

上
下

近江國司解 申進上買賤事
 合伍人奴四人 價稻伍仟束
 奴持麻呂年卅九車匠 價一千四百束
 奴氣麻呂年廿五 價一千束
 奴飯長年廿 價一千束
 奴石君年十一 價六百束
 婢白賣年廿五 價一千束
 右被守從三位藤原朝臣仲麻呂宣、上件賤買進上如前謹解。
 天平十八年七月十一日
 從三位行式部卿左京大夫東山道總督守藤原朝臣仲麻呂(正七位上行少輔藤原朝臣)

左京職移 東大寺
 婢弟女
 婢秋女 已上二人、六條一坊戸主大上朝臣眞人戸口大上朝臣都司比女之賤
 右得□□女訴狀云、上件婢等、以去三月立券、賣納東大寺已訖、然寺未與其價、至今訴申、已經數月、都無處分者、□□狀案關市令云、賣買奴婢、立券付價、然即立券、理應付價、若未與價、所訴合理、仍具訴狀、移送如件、至早處分、故移。
 天平感寶元年六月十日從七位上行少輔平基區「廣道」
 正六位上行少輔諸名眞人「東万呂」



西地略るナ臨に營造寺山石國八一第

表2 造石山寺所構成員の上日(一) (内は夕の数) (山本寺寫正院院文書(五二五))

天平宝字六年	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
主典安都雄足	三〇(一八)	二〇	三〇(一〇)	一七(一一)	一三(一九)	一四(一三)	一〇(八)	四(三)	五(三)	
長上船木宿奈方呂	三〇(一九)	三〇	二四(一三)	二七(二六)	八七	一三(一三)	二五(一三)			
領上馬兼	七六	三〇	二四(一三)	二八(二七)	一三(一一)	三〇(一九)	五(四)	二九(二八)	一七(一六)	二九(二八)
下道主	一五(一四)	三〇(一九)	三〇(一九)	一九(一八)	二九(二八)	三三(三三)	二九(二八)	二〇(一九)	一五(一四)	二五(二四)
玉作子總	一六(一五)	三〇	三〇(一九)	二九(二七)	二六(二〇)	五(四)				

○石山院返抄 正倉院 宗(五二五)
 (續修八) (續列八)
 石山院昧 造寺所
 黒米貳拾斛
 右、依先日請借負、報納已畢、仍注狀、以返抄、
 天平寶字六年十一月卅日
 寺主僧 神勇

造寺所
 所報進米貳拾斛
 且報進十一斛七斗五升 白八石二斗五升
 四月中二石 廿二日 白一石付飯史長(主簿方)
 五月中一石 廿五日 白五斗付飯成
 十一月中一石五斗 十一日 白六斗付山守妻
 十六日 白五斗付小鎮 廿一日 白二斗付宮守
 廿九日 白二斗付宮守
 可進上八斛二斗五升
 折留一石六斗五升 黒米十六石五斗之精代分
 見進上六石六斗
 右、依先日借請黒米、奉報如件、
 天平寶字六年十一月卅日下
 上

造石山院所解 申請雜物事
 一請米事
 右、依先日解文、愛智郡四年未納祖米處分已上、然由牒旨、數度雖申、領未到令、夕米食卒絶、作手停止、仍册斛許、且所請如件、
 (平路)
 以前四條事、附鐵工物部根万呂、以解
 ○造石山寺所構成員(十二人)
 主典安都宿祿 領下
 合借請黒米貳拾斛 廿三月廿七口 廿五石 四月一日 二石 十一月十日 十石

No. 2